

令和6年能登半島地震により被災されたFIT発電者さまに対する  
系統連系受電サービス料金の特別措置

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

発電側課金<sup>\*1</sup>の導入にともない、4月1日より、発電者<sup>\*2</sup>さまに新たに再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱による系統連系受電サービス料金のご負担が生じることを踏まえ、発電設備損壊等の被害に遭われた発電者さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 対象地域

(1) 2024年1月1日に災害救助法が適用された地域

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市  
射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町  
下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市  
白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町  
羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町  
丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の内容について

- ① 系統連系受電サービス料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長  
系統連系受電サービス料金の支払期日を次のとおり延長します。

対象月分	延長期間
2024年4月分および5月分	4か月間
2024年6月分および7月分	3か月間
2024年8月分および9月分	2か月間
2024年10月分および11月分	1か月間

② 不使用月の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電されなかった月の系統連系受電サービス料金は、2024年4月から10カ月間に限り申し受けません。

③ 運転不能設備相当分の基本料金の免除

発電設備の一部が被災により運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

以 上

※1 発電側課金

系統の効率利用とともに、再生可能エネルギーの導入拡大等に向けた送配電設備の維持・拡充を効率的かつ確実にを行う観点から、託送料金の一部を系統利用者である発電者さまに直接ご負担いただく制度。

※2 発電者

2024年4月1日以降にFIT認定を受けた同時最大受電電力が10kW以上の発電者

**発電者さまのお問い合わせ先**

ネットワークサービスセンター 0570-051-081 (ナビダイヤル 4)

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp